

# 事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木2-39-7 メゾン代々木 201号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信窓口 [zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp](mailto:zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp)

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

250号

2024年3月15日

一般社団法人  
鍼灸マッサージ師会

## 皆様はもうお済みですか？オンライン資格確認の新規ユーザー登録

事務局長 土田斉知

今後、政府の方針として現段階では、マイナンバーカードで個人の情報を管理したい考えだと思われま。その事については長所もあれば短所もあるかもしれず、それはともかくとして、私たち、「あはき」の業界に於いてもいよいよもって「オンライン資格確認」というものが4月から開始されます。徐々に保険証を廃止し、マイナンバーカード一つで管理するための動きが足元まで近づいて来ております。新規ユーザー登録はお済みですか？初めてで怖いという声も多いと聞いております。こう書いてる私もつい先ほど、登録を済ませましたよ。実はとても簡単で、ものの5分も掛からずに出来る事なのです。

ガソリンスタンドや家電量販店に行くときアプリをダウンロードし、会員登録を行い、ポイントを貯める方式が一般的ですが、オンライン資格確認の新規ユーザー登録のやり方、流れはそれらごく一般的なお店の会員登録と何ら変わりません。むしろ、記入箇所が少ない印象を受けました。そして、登録記号番号を入力すると院名も自動に出て来るしくみで、動きもサクサク行きました。

この機会を利用して世の中の流れに慣れてみるのも良いと思いませんか？

プラスに考えて積極的にチャレンジしてみましよう！もしわからない事があっても、それは決して恥ずかしい事ではありません。わかる人に聞けばよい事です。

事務局では新規ユーザー登録の入力サポートを行っていますので、ぜひご利用ください。

こうやって楽しみながらみんなで新しい事に慣れて行きましよう！

### ～事務局では「新規ユーザー登録」の入力サポートを行っています～

※ご用意いただきたいものを事前にお送りしますので、必ず予約してからお越しください。

第3回 3月22日(金) 第4回 4月1日(月)

午前の部/10:00～11:30 午後の部/13:00～14:30

毎回4名限定(先着順)

希望者は事務局へお問い合わせください(TEL:03-3299-5276)

# 疑問多い 令和6年「あはき」療養費の改定

2024年3月5日 久下 勝通

あはき療養費令和6年改定についての検討がすすめられています

令和5年12月1日及び令和6年1月25日にも社会保障審議会医療保険部会 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会が開催され、令和6年療養費改定の内容が明らかになってきました。

第30回社会保障審議会医療保険部会 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会配布資料（あー1. 6. 1. 25）において、

**改定案の基本的な考え方（案）**として明らかにされている内容は下記のとおりです。

- ① 往療料の距離加算の廃止。 ② 離島や中山間地等の地域に係る加算の創設。
- ③ 往療料の見直し及び訪問施術料（仮）の創設。 ④ 料金包括化の推進。
- ⑤ 同一日・同一建物への施術。

**令和6年改定へのスケジュール（案）**として次のように発表されています。

- 令和6年1月 料金体系の整備。
- 令和6年2月 料金改定へ向けた資産の開始。療養費の頻度調査の結果を基に、整備した料金体系に基づき、令和6年改定に向けた試算を開始する。
- 令和6年3月 各項目の具体的な内容の整理。「料金総包括化推進」令和6年改定での対応の整理。
- 令和6年4月 料金改定内容の決定。 ○令和6年5月末まで 通知改正準備、発出。

## 検討されている療養費改定の内容

### ① 往療料の距離加算の廃止 往診料の切り下げ

「施術料より往療料が多い現状を見直す」との理由から、平成30年の改定から往療料の削減を続けてきました。平成30年の療養費改定前、往療料（基本額）1,800円、2km毎に770円が加算された。往療料は改定後には、往療料4kmまで2,300円、4km超の場合2,700円に改定された。

さらに令和2年の改定では、往療料は2,300円、4km超の場合2,550円に減額です。

そして、今回の提案で往療料は2,300円に限定です。「施術料より往療料が多い現状を見直す」という理由から、極めて低額の施術料はそのまま、往療料は距離加算が切り捨てられ、2,300円に限定という結果です。

### ② 離島や山間地等の地域に係る加算

往療料距離加算の切り捨ての影響への配慮として、離島や山間地等の特別地域の施術体制を確保するとの対策のため「特別地域加算創設」が提案されています。対象となる地域は、訪問看護における特別地域として厚生大臣が定めた以下のような地域があげられています。

- (1) 離島振興法により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域。
- (2) 奄美諸島振興開発特別措置法で規定する奄美群島の地域。
- (3) 山村振興法により振興山村として指定された山村。

その他、小笠原諸島振興法、沖縄振興法特別措置法などで指定されている地域が挙げられています。

離島や中山間地と指定した地域の患者の施術のため往療した場合に、施術料および往療料の加算を認めるというのですが、患者自身が通所した場合は加算しない、また、医師の往診や訪問診療が片道16kmをまで対象となっているので、16kmを超える場合は原則対象外とする。

このような提案がなされていますが、このような島々の住民への必要な対策は、住民の皆さんが必要とする医療を選べるように、地域の実情に即した対策が必要なのではないのでしょうか。

### ③ 往療を見直し、訪問施術料の創設……「あはき」の往療は認めない

往療であっても定期的計画的に行う場合は往療料を支給せず、新たに「訪問料」を設定し、施術料及び訪問料を支給するように変更する事が検討されており、実施の方向です。

「定期的、計画的な往療は「訪問施術料（仮）」として支給する」というのです。

往療料は①通所して治療を受けることが困難（歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由がある）であること。②患者の求めがあること。③治療上真に必要ながある。以上の3要件を満たした場合に算定されています。

しかし、「あはき」師の往療は、保険医療機関のように、電話で可及的速やかに往療を求められるような緊急性がないことから、見直しの理由となっているのです。

「施術料より往療料が多い現状を見直す」とか「可及的速やかに往診を求められるような緊急性がない」など、「あはき」師の往療料削減の名目を探し出すような、「あはき」療養費支給削であり問題です。

定期的、計画的におこなうことであっても、通院が困難であり、治療が必要な患者宅へ伺い、患者が必要としている治療を行うというのであれば、往療であることは明らかです。

高齢化進む中で高齢者への介護、医療の充実が求められているのです。驚くような低額の施術料は改善せず、往療の名称を変更して往療料を切り下げようやり方は認められません。

### ④ 料金包括化の推進、これは問題です

#### 「同意書で施術部位を記載されたものとして扱う」「住術料は包括化」

『あはき』療養費の支給においては往診料の支給は認めず、施術料と訪問料を包括した訪問施術料を支給する制度へ移行する。これを見据えて、施術部位数に応じた報酬の支給から「料金包括化」に変更するとの見解が明かにされています。

施術料の包括化とは、医師の同意書は変更せず施術が必要な部位が記載されるものとし、支給申請書において、同意書で示された施術部位に施術がなされたことの確認により、療養費の支給対象とするというのです。

「医師の同意書が治療に必要な施術部位が記載されたものとし」というのです。

施術部位が治療を行う「あはき」師以外の判断で決められるというのは疑問です。

申請書や審査の事務負担が重くならないよう、料金包括化による支給申請書や審査の簡素化が必要になるという、包括化の理由が述べられています。しかし、申請事務の合理化や料金の包括化を名目に、低額な「あはき」療養費をさらに削り取るようなやり方であり、認められません。

最も重要な問題は、治療を行う「あはき」師が、患者の病状改善に必要な治療をしっかり行い、「あはき師」の治療行為を正しく評価する施術料でなければならないということです。

提案されている「施術料包括化」は、治療にあたる「あはき」師が治療に必要な部位を決めることが出来ず、厚労省通知で拘束される事態が予想される提案です。

### ⑤ 同一日・同一建物への施術

同一日・同一建物での往療で2人以上の患者の施術を行った場合は、1人分の往療料のみ算定すると

いう取り扱いに変更するというのです。したがって、同一建物で2人の往診施術は2分の1、同一建物で3人往診すれば3分の1が想定されています。

同一日に同一建物で施術を行った場合に、患者が1人の場合は**訪問施術料1**、2人の場合は**訪問施術料2**、3人の場合は**訪問施術料3**となると想定されます。

## 令和6年療養費改定の疑問点

往療料の支給を変更し、訪問施術料を創設するという問題です。施術料と訪問料を包括した新たな料金体系、訪問施術料制度を導入するとしています。「あはき師」が患者の健康状態や要望を聞き計画する往療は往療と認めず、訪問施術料（仮）として支給する」というのです。施術料引き下げの意図があきらかです。

さらに、料金包括化の推進ですが、これも施術料引き下げの目的が明かです。

料金包括化の推進の意図を次のように説明しています。

「同意書に基づき行われるマッサージおよび変形徒手矯正術は、『施術部位数に応じた報酬』となっているが、現状、マッサージ施術の7割超が最大5部位の施術、また、変形徒手矯正術の6割超が最大の4肢の施術となっており、『施術部位数に応じた報酬』が施術部位数を多くする方向に影響している可能性がある。」との推測がのべられています。

上記の推測から、施術部位数に応じた施術料を変更し、「料金包括化」に変更し支給するというのです。「料金包括化」への施術料変更により、施術料の引き下げにつなげられるのでは、まず、まちがいないのではないのでしょうか。

さらに、施術料と往診料を包括する訪問施術料を支給する制度へ移行を見据えて、施術部位数に応じた報酬の支給から「料金包括化」に変更するというのです。施術部位数に応じた報酬が施術料を高めているとの見解から検討される「料金包括化」施術料引き下げが目的であるのは明白です

「料金包括化」の問題は引き続き検討する問題とされており、注目が必要です。

## 健康保険証で はり、きゅう、マッサージ治療も受診できる健康保険制度へ

健康保険証を示せば、はり、きゅう、マッサージ治療も受診できる健康保険に改善しよう、というのが一般社団法人鍼灸マッサージ師会の目標であり、健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける会を組織し署名運動に取り組みました。この運動を今後どう広げていくのかが問われています。

### 上田孝之氏の指摘 87条から抜け出せ

この健康保険制度の問題について、鍼灸柔整新聞の上田孝之氏（元厚生省療養費指導専門官）がブログ医療は国民のために380で「柔整・あはきは『87条のおまめさん』から抜け出すことが必用」と述べています。87条について詳しく説明されています。

はり、きゅう、マッサージも柔整も健康保険法第87条療養費の適用として、保険者がやむを得ないと認める場合に限り、療養費が支給される取り扱いなのです。この87条を根拠にしている「あはき」の療養費支給に関する規制が、社会保険研究所発行の「療養費の支給基準」です。

療養費の支給であっても、85条・入院時食事療養費、85条2の入院時生活療養費、86条・保険外併用療養費、88条・訪問看護療養費、以上のように保険給付の法制化が必要なのです。

「あはき」治療を受診できる健康保険に改善するためには、「あはき」療養費支給を明確にした健康保険法の条項改善が必要です。事務局通信へみなさまのご意見をお寄せください。

**(療養費) 第 87 条** 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる

参考

あはき療養費の推移

- あはき療養費については、令和3年度は、はり・きゆうが442億円、あん摩マッサージ指圧が655億円。
- 令和3年度の対前年度伸び率は、はり・きゆうが+6.5%、あん摩マッサージ指圧が+3.7%。

(金額：億円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国民医療費	400,610	408,071	423,644	421,381	430,710	433,949	443,895	429,665	450,359
対前年度伸び率	2.2%	1.9%	3.8%	-0.5%	2.2%	0.8%	2.3%	-3.2%	4.8%
柔道整復	3,855	3,825	3,789	3,636	3,437	3,278	3,178	2,831	2,867
対前年度伸び率	-3.2%	-0.8%	-0.9%	-4.0%	-5.5%	-4.6%	-3.0%	-10.9%	1.3%
はり・きゆう	365	380	394	407	411	411	437	415	442
対前年度伸び率	1.8%	4.3%	3.6%	3.4%	1.1%	-0.1%	6.2%	-4.9%	6.5%
マッサージ	637	670	700	707	727	733	750	631	655
対前年度伸び率	4.5%	5.2%	4.4%	1.0%	2.7%	0.8%	2.4%	-15.8%	3.7%
治療用装具	405	421	425	438	443	452	455	435	460
対前年度伸び率	-0.4%	4.0%	1.1%	3.0%	1.2%	2.0%	0.7%	-4.5%	5.9%

(注) 厚生労働省保険局調査課とりまとめの推計

## 2024 年度施術管理者研修日程のお知らせ

あはき療養費を取り扱うには施術管理者研修が義務付けられています。

2024 年度の研修日程は以下の通りです。

2024 年（令和 6 年）施術者監理研修日程	申し込み受付
第 39 回 2024 年 5 月 18 日（土）～19 日（日）	東京 2 月 26 日～3 月 15 日
第 40 回 2024 年 6 月 8 日（土）～9 日（日）	大阪 3 月 18 日～日 4 月 5 日
第 41 回 2024 年 7 月 6 日（土）～7 日（日）	東京 4 月 15 日～5 月 2 日
第 42 回 2024 年 9 月 7 日（土）～8 日（日）	東京 5 月 27 日～7 月 5 日
第 43 回 2024 年 10 月 5 日（土）～6 日（日）	東京 7 月 15 日～8 月 2 日
第 44 回 2024 年 11 月 16 日（土）～17 日（日）	東京 8 月 26 日～9 月 13 日
第 45 回 2024 年 12 月 7 日（土）～8 日（日）	大阪 9 月 16 日～10 月 4 日
第 46 回 2025 年 1 月 18 日（土）～19 日（日）	東京 10 月 21 日～11 月 8 日
第 47 回 2025 年 2 月 8 日（土）～9 日（日）	東京 11 月 18 日～12 月 6 日
第 48 回 2025 年 3 月 8 日（土）～9 日（日）	東京 12 月 18 日～1 月 6 日

（公益法人東洋療法研修財団まで TEL03-5811-1666・FAX03-5811-1667）

事務局の皆様にも有難う御座ります。  
不要なものを捨てる心理は理解出来る。  
邪魔なものを排除するのも解る。  
然し邪魔な人間を抹殺するのは断じて  
許し難い。  
戦国時代にはその様な事は当然の事。  
よりに行なわれたし、世界の歴史上  
それはむしろ必然であった。  
だが現代に於ては許されない事である。  
幼い子を殺したり、親や愛する者さえ  
手にかける風潮に人心の荒廃を感じる。  
更には一国の指導者が自身の権力の  
保持の為に邪魔者を暗殺する事。  
此がまじく、自身に毛が刺さった。  
その中で輪島の地震の支援に来た  
自衛隊員が僅かに残った輪島漁りの  
商品を購入し、少いながらも助けに  
行なうに地元の人は嬉し涙を流した。  
人心に棲む善と悪の心に絨のつり込む  
余他は無いものか……

中野郁雄様 より

# 春のレクレーション 牧野記念庭園 散策のおさそい

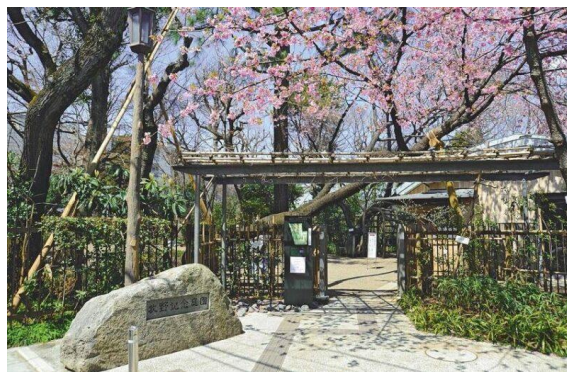
この庭園は牧野富太郎氏が1926年（大正15年）から人生の終わりまでの30年余りを過ごした住居と庭の跡地です。

庭は富太郎氏のゆかりの深い300種類あまりの草木類を鑑賞できます。

また、記念館では氏が愛用した道具や著作などを展示しています。

是非、みなさまご参加ください。

(NPO 法人東洋医療を考える会 理事長 山西俊夫)



日時 4月7日（日）

所在地 東京都練馬区大泉 6-34-4

交通

西部池袋線大泉学園駅南口より徒歩5分です。

集合 牧野記念庭園門前 10時

昼食懇談会場 ビストロ シューベル

参加ご連絡 事務局 (03-3375-6151)

山口 (090-1435-3715)



牧野庭園案内図



春、庭園入り口ではカンザクラが春を告げるかのように咲きます。

桜が好きだった博士の庭にはカンヒサクラ、ヤマサクラ、イヌサクラなど季節の移り変わりとともに様々な桜を楽しむことができます。そのほかにもカタクリ、ニリンソウ、モチツツジ、センダンなど彩り豊かな花々がさきほこります。



3月及び4月の体験治療へのご協力をお願い

3月21日（木）13時～17時 4月18日（木）13時～17時

千駄ヶ谷社会教育館3F和室にて実施します。

連絡先 事務局 03-3375-6151 NPO 法人東洋医療を考える会 山口 090-1435-3715

## 生活習慣の可塑性について考える

松本 泰司

我儘は上級国民の特権です

日本の男が弱くなったのはお座り小便からです。床を汚すのが問題？君が拭けば済む介護職の仕事でしょ！



高齢者は一括りに出来ない。年齢を重ね独自のライフスタイルを作り上げ個別性が高い。

各家庭の生活様式を当然としてきた高齢者は意識を変えるのが難しい。

Tさんは88歳男性で体格がいい。大学時代はワンダーフォーゲル部で登山にはまり、卒業後は大手証券で営業の第一線で働いてきた。

短気な性格なのに、今も営業時代の接客姿勢が身についていてケアマネにも礼儀正しい。

Tさんは現役当時は仕事で飲み歩いた。リーダーシップがあつて付き合いが良い人なので、定年後も元同僚や部下の誘いに快く応じ飲み歩いていたらアルコール依存になってしまった。

他の高齢者と異なるのは有名大学を出て持ちビルに住み、1、2階はテナントに貸し出すなど経済水準が高いことだ。奥様はお綺麗でしっかりして、広い室内はいつも片付いて生活のクオリティが高い。

Tさんは以前電車を使ってアルコール依存専門のディケアに通っていた。そこでは自分が酒を飲みたくなった時、いかにその誘惑を克服したかの葛藤を依存症仲間とその家族の前で話す機会があった。

Tさんは聴衆の前で依存を絶ち切った者の立場で話した。聴衆の中にはTさんの奥様もいる。奥様はTさんがウィスキーをブレザーの内ポケットに入れていたり、ダンスの中にしまい込んでいるのを知っていたが、指摘すると怒るので大抵黙っている。奥様はTさんが聴衆に自分は酒の誘惑を克服した、『皆さんも出来る』発言を聞いて赤面した。「陰で飲んでいるのに、よくあんな嘘を平気で言えるのか、私は恥ずかしくて部屋から逃げ出そうかと思いました。」等、本人がいない時私と大笑いをした。

そんなTさんも飲み友達が亡くなり付き合いも減ってしまった。医療ディケアから介護ディサービスに変わってからは飲酒習慣がなくなった。

但し消えなかった習慣もある。Tさん宅は息子が2人いた。もう所帯を持ち独立しているが、3階と4階にあるトイレは座る便器と小便器の両方がある。Tさん宅の男達は立って小便をする習慣だった。

但しTさんの通っているディサービスのトイレは男女共用だった。Tさんは年齢から尿切れが悪い。残尿がトイレの床やズボンを汚す。施設職員は女性利用者から床の汚れを頻繁に指摘されるので、その都度Tさんにオシッコは座ってして下さいと言っていた。Tさんは「何で男が座って小便をしなければならないのか。私は女性ではない、座って小便が出来ますか。」と応じた。T家では当然の行為なのだ。

奥様からは施設の連絡帳に夫がトイレの床に小便をこぼす事が問題のように書かれているが、うちは男社会ですから男は立って小便をします。立って小便が出来る施設を探して下さいと言われた。奥様はこれしきの小さな事を連絡帳に書いて郵送するなど、『なんなのこの施設は』と思われたらしい。

ケアマネの出番である。さっそく立って行う小便器のあるディサービスを見つけ見学をもらった。Tさん夫婦は気に入った。私はすぐにこれまでのディサービスを断り、今度の施設の担当者会議を調整した。Tさんは家の生活と同じ立ち姿勢で小便が出来て満足している。

高齢者の生活習慣の変容は難しい。出来るだけ本人に我慢を強いらぬ環境を提供したい。現役時代必死に働き社会に貢献した方なのだ。晩年くらい誰に気兼ねする事なく過ごしていただきたい。



## 【海江田万里の政経ダイアリー】2024. 2. 29号

### ●政治倫理審査会について

「政治倫理審査会（政倫審）」の開催をめぐるのは紆余曲折、土壇場で岸田総理が出席を決めたことで、2月29日、3月1日の開催が決まりました。今回は、その政倫審の誕生の経緯と役割を調べてみます。

1976年2月、田中角栄氏が関係したロッキード事件で政治家の政治倫理が地に落ちたことを発端に、これを確立するための機関設置が求められました。国会には、すでに「懲罰委員会」があります。しかし懲罰委員会は、国会議員に「懲罰事犯」があったとき、衆議院においては40人以上の賛成で懲罰動議を提出することが可能になり、この動議は事犯があった日から3日以内に提出されなければならないとされています。議員が国会内で暴力行為に及んだようなケースでは懲罰委員会で懲罰を課せられることがあります。今回のような長期にわたる「裏金づくり」のような事案は、懲罰委員会にはなじみません。

そこで設けられたのが「政倫審」です。「政倫審」は、設置と同時に決められた「政治倫理綱領」と「行為規範」とセットになっています。今回の「裏金疑惑」は当然、この倫理綱領及び行為規範の規定に背くものであることは明らかで、「政倫審」の出番になります。「政倫審」の開催については、①審査会委員の3分の1（9名）以上からの「申し立て」、②もしくは議員本人からの「申し出」によるものとの2種類があります。①の「申し立て」による開催は、真実の解明に力点をおいたもので、②の「申し出」による開催は、本人に弁明の機会を与えるものになります。

これまで「政倫審」は9回開かれ、そのうちの8回は本人の「申し出」によるものです。唯一の「申し立て」による開会は2009年の鳩山由紀夫議員に対するものでしたが、本人が出席を拒否したため、わずか7分で終わってしまいました。

現在、審査会委員25名の割り当ては、自民党委員が15人、公明党2人、立憲民主党5人、維新2人、共産党1人となっていて、野党3党の委員は8人ですから、「申し立て」による開催ができたため、本人からの「申し出」によるしかありません。今回の一連の「裏金疑惑」で事実を知り得る立場にいた旧安倍派の5人組の中でも、参議院議員を除く4人のうち出席者は3人、旧二階派でも肝心の前会長は出席を拒んでいます。

また今回はテレビ中継が予定されていますから、それを見れば明らかになると思いますが、出席者は本当に国民が知りたがっていることを正直に話すかどうか、はなはだ疑問です。おそらく岸田総理はこれまで国会で答弁したことの繰り返しでしょうし、他の出席者は、過去の記者会見で主張した弁明を再び行うことが予想されます。

この問題の今後の展開は、自民党は「政倫審」の開催を幕引きに、来年度予算成立後、「政治資金法」などの法改正に舵を切ると同時に党内で、今回の「裏金疑惑」にかかわった議員の処分を行うことになると思います。ただ、その処分も、公認取り消しなどの厳しいものにはならず、「厳重注意」など議員にとっては何の痛みも伴わない内容になるでしょう。もちろん、野党は、「参考人招致」や「証人喚問」とハードルを上げるはずですが、それらが実現する可能性は極めて低いと思われます。結局、国民の判断は、選挙で示すしかないのです。

衆議院議員 海江田 万里

海江田万里事務所（東京都第1区）〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル

TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp

国会では能登半島の復旧・復興も見て、令和6年度予算を審議している。早期成立をめざしている。週末は地元で開催されたミニ集会やイベントに参加している。少しの春を感じてほしい。(花粉症が辛い)。

### ■ 党則等の見直しに関するワーキンググループ

政治不信を招いた一連の事案を深く反省し、政治刷新本部にて「中間とりまとめ」を出しているが、あくまでも「とりまとめ」は「あり」ではありません。それらを具体策に落とし込む。私は党則等の見直しを行うワーキンググループの座長を任命している。自民党はいわゆる党の規則である党則、それに伴う規律規約、ガバナンスコード(指針)を持っている。今、それらを改正・改訂の作業を行っている。改革のポイントはどのような条文が表現するかなど、細かい作業ではあるが、丁寧かつ迅速に行っていく。

### ■ ガザ地区への人道支援

ウクライナ侵襲から2年、能登半島地震から2か月、国内外で日常を奪われる人々が暮らしている様子を、働いている。私は党の国際協力調査会会長を担っているが、ガザ地区では一部の人道支援が停止し、罪のない人命が危険にさらされている。関係省と連携して窮地を脱し、特に深刻な被害を受けている女性への支援に協力している。衆議院議員 牧島かれん (2024.2.27)

R06年 3月

1	金	
2	土	
3	日	申請書〆切
4	月	
5	火	申請業務
6	水	
7	木	
8	金	事務局通信投稿締め切り
9	土	
10	日	
11	月	
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	理事会(13:00~16:00)
18	月	事務局会議(13:00~15:00)
19	火	ウーベル保険 R6年4月加入申し込み締め切り
20	水	春分の日
21	木	体験マッサージ(13:00~17:00) 国民の会役員会(18:30~20:30)
22	金	
23	土	
24	日	
25	月	
26	火	
27	水	支給明細などの発送
28	木	
29	金	療養費の振り込み
30	土	
31	日	

R06年 4月

1	月	
2	火	
3	水	申請書〆切
4	木	
5	金	申請業務
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	
10	水	事務局通信投稿締め切り
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	事務局会議(13:00~15:00)
16	火	
17	水	
18	木	体験マッサージ(13:00~17:00)
19	金	ウーベル保険 R6年5月加入申し込み締め切り
20	土	
21	日	ケアマネ会議(13:30~15:30)
22	月	
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	昭和の日
30	火	支給明細などの発送 療養費の振り込み

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会